

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則

○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課） 17

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………（情報政策課） 17

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（情報政策課） 20

○特定調達契約に係る入札の公告……………（情報政策課） 21

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 22

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 22

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 22

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 22

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 23

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 23

道公安委員会規則

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則…………… 24

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 25

道方面公安委員会告示

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道函館方面公安委員会の事務の委任に関する規程…………… 26

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道旭川方面公安委員会の事務の委任に関する規程…………… 26

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道釧路方面公安委員会の事務の委任に関する規程…………… 26

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道北見方面公安委員会の事務の委任に関する規程…………… 27

規 則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第12条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「同規則第8条第1項第3号又は第2項第3号」を「営業保証金規則第7条第1項第3号又は第2項第3号」に改める。

第13条中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

別記第10号様式中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。
第2項別記第11号様式中「第8条（第1項）第3号」を「第7条（第1項）第3号」に改める。
第2項

別記第12号様式中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の宅地建物取引業法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第324号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 入札に付する事項
 - 工 事 名 北海道総合行政情報ネットワークマイクロ無線設備更新整備工事
 - 工 事 期 間 契約締結日の翌日から平成33年12月10日まで
 - 工 事 場 所 北海道本庁舎外52箇所

- (4) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (5) 工 事 概 要 北海道庁と各（総合）振興局間を結ぶマイクロ無線設備の更
新整備及び管内簡易中継所の既設設備の撤去工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 入札希望者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、次に掲げる要件を全て
満たしていること。
- (1) 単 体 企 業
- ア 発注工事に対応する平成29年北海道告示第16号に規定する「電気工事」の資格及び
建設業法（昭和24年法律第100号）における「電気通信工事業」の許可を有すること。
- イ 入札参加資格申請等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道競争入札参
加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
ないこと。
- エ 北海道における「電気工事」の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
- オ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点
以上であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生
法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者につい
ては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- キ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- ク 平成9年度以降に、国、都道府県又は公共法人が発注した「情報通信ネットワーク
整備工事及び多重無線設備整備工事」を元請として施工した実績を有すること。
- なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比
率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- (ア) 公共法人とは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に規定する
法人（地方公共団体を除く。）、又はこれに準ずるものとして建設業法施行規則
（昭和24年省令第14号）第18条に規定する法人であること。
- (イ) 情報通信ネットワーク整備工事とは、複数の市町村界をまたぐ事業所間をIPによ
るネットワーク整備及び端末設備の設置とともに、サーバを含む情報通信ネット
ワークシステム（情報交換システム、障害監視システムなど）の構築を行った工事
であること。
- (ウ) 多重無線設備整備工事とは、複数の市町村界をまたぐ事業所間を中継装置を利用
してマイクロ波無線回線で結び、音声、データ等の多重通信が可能な設備の設置と
ともに、統制を担う1つの事業所から設備全体の監視及び制御が行えるよう整備し
た工事であること。

- (エ) (イ)及び(ウ)の工事は、一括して施工した実績のみに限らないこと。
- ケ 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者若しくはこれと同等以上の
資格を有する技術者及び技術者と同程度の資格を有し、技術者を補佐する複数の補佐
人を本工事に専任で配置できること。
- (ア) 建設業法第26条に規定する者であること。
- (イ) 第1級総合無線通信士、各級陸上無線技術士又は第1級陸上特殊無線技士のいず
れかの資格を有すること。
- (ウ) 入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者である
こと。
- コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは
人的関係がないこと。
- なお、本工事に係る設計業務等の委託業者は、株式会社通電技術である。
- シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又
は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (2) 特定建設工事共同企業体
- ア 共同企業体は、(1)のコの要件を満たしていること。
- イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
- ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業
年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- エ 構成員は、(1)のアからエまで、カからケまで、サ及びシの要件を満たしていること。
ただし、構成員の数が3社の場合の(1)のクの要件は、2社以上が満たすこととする。
- オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- カ 共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算
定した評定数値が1,000点以上で構成員中最高であり、かつ出資比率が構成員中最大
であること。
- キ 構成員は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数
値が900点以上であること。
- ク 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成
員又は共同組合等の構成員として参加する者でないこと。
- 3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等
- 入札参加希望者（単体企業又は特定建設工事共同企業体）は、条件付一般競争入札参加
資格審査申請書に関係書類を添付して紙により提出しなければならない。
- (1) 提 出 期 間 平成29年5月16日（火）から同年6月2日（金）まで（日曜
日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁舎5階
北海道総合政策部情報統計局情報政策課通信基盤グループ
- (3) 提出方法 持参により提出することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。
- なお、提出の際は必ず電話で事前予約を行うこと。受付申込先は、北海道総合政策部情報統計局情報政策課通信基盤グループ 電話番号 011-204-5173

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成29年6月9日（金）までに書面により通知する。

5 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階
北海道総合政策部情報統計局情報政策課通信基盤グループ

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書提出方法 入札書は、紙により提出しなければならない。
- なお、再度入札の場合においても同様とする。
- (2) 入札書の提出期間等 支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(3)の開札場所へ(4)の開札日時に持参すること。
- なお、郵送による場合は、配達証明（郵便法（昭和22年法律第165号）第47条）により、入札書のほか、上記条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し及び工事内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「北海道総合行政情報ネットワークマイクロ無線設備更新整備工事入札書等」と朱書きの上、5の契約条項を示す場所宛に、平成29年6月22日（木）午後5時までに必着とする。
- (3) 開札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階
テレビ会議室
- (4) 開札日時 平成29年6月26日（月）午前11時
- (5) その他
- 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること（郵送にて入札参加する場合は(2)に記載のとおり。）。
- なお、内訳書の提出がない場合又は、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効

となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者はこの限りではない。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

9 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

10 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間 平成29年5月16日（火）から同年6月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成29年5月16日（火）午前9時から同年6月2日（金）午後5時まで（日曜日及び土曜日を含む。）とする。

(2) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課通信基盤グループ

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

（北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）

(3) 交付方法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用 無料とする。

11 送付による入札認める。

12 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

13 低入札価格調査制度等

低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準を設定している。

14 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約の締結を行わない。

15 契約書作成の要否

要する。

16 その他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 入札の執行回数は、原則3回までとする。

(3) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって落札者である特定建設工事共同企業体のその構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-204-5173

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。

17 Summary

A Contract subject matter : Renewal and construction work of the Hokkaido Prefecture general administrative information network micro radio equipment

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., June 26, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 22, 2017)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5173

北海道告示第325号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成29年5月16日に条件付一般競争入札の公告を行う行政情報コミュニケーションシステムサービス提供業務委託契約

(2) 資格 行政情報コミュニケーションシステムサービス提供業務委託に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 行政情報コミュニケーションシステムサービス提供業務委託

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する情報システム開発の資格を有すること。

(2) 過去5年間に利用者15,000人規模以上が利用する本業務と類似したシステムを構築し、当該システムを2年間以上運用した実績があること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の平均値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年5月16日（火）から同年6月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、資格に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5285

北海道告示第326号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
平成29年5月16日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 行政情報コミュニケーションサービス提供業務

委託 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成35年1月31日まで。ただし、契約期間には、行政情報コミュニケーションシステムの構築及び試験、調整等を行う期間を含むものとし、委託業務のサービス提供期間は平成30年2月1日から平成35年1月31日までとする。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道告示第325号に規定する行政情報コミュニケーションサービス提供業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 平成29年6月30日（金）午前10時（送付による場合は、同月27日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス net.info@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めた予定

価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道総合政策部情報統計局情報政策課 |
| (2) 所 在 地 | 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電 話 番 号 | 011-204-5285 |

10 Summary

- | | |
|---|--|
| A | Nature and quantity of the products to be procured : A total service for groupware of hokkaido communication sysytem |
| B | Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., June 30, 2017
(If mailed, bid must arrive no later than June 27, 2017) |
| C | Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285 |

北海道告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|-----|--|----------------------|
| 1 | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| 3 | 変更後の指定施業要件 | |
| (1) | 立木の伐採の方法 | |
| ア | 主伐に係る伐採種は、定めない。 | |
| イ | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成29年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------|-----------|------------------|
| 1(1) | 通 知 の 内 容 | 平成29年北海道告示第288号 |
| (2) | 所在が不明な者 | 古川 勉、佐藤 ツゲ、金澤 ミツ |
| (3) | 掲 示 場 所 | 函館市役所 |
| 2(1) | 通 知 の 内 容 | 平成29年北海道告示第288号 |
| (2) | 所在が不明な者 | 佐野 昇 |
| (3) | 掲 示 場 所 | 森町役場 |

北海道告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 苦務小利別停車場線	足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野基線34番1地先から 同郡陸別町字ポントシュベツ原野基線34番1地先まで	平成29. 5.16

北海道告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年5月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 土砂災害警戒区域の箇所番号 |
| | 薬師の沢川（I-22-0760） |

2 土砂災害警戒区域の表示 上磯郡木古内町字木古内・本町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第331号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成29年5月16日	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内木古内5（Ⅰ－2－215－1253） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字木古内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
総合振興局告示及び振興局告示	
1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内釜谷1（Ⅱ－2－138－921） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字釜谷・御宮野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内釜谷2（Ⅱ－2－139－922） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字釜谷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 木古内木古内4（Ⅲ－2－41－422） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上磯郡木古内町字木古内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	北海道上川総合振興局告示第88号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年5月16日 北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 2台（交換契約により、貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 平成29年7月31日（月） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年5月16日（火）から同年6月1日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 平成29年6月12日（月）午前10時30分（送付による場合は、同月9日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成29年4月28日付け北海道上川総合振興局告示第84号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道上川総合振興局のホームページ（[http://www.](http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm)

[kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm](http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm)）
においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道上川総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-5907
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 2
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., June 12, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 9, 2017)
- C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610
Japan
Phone : 0166-46-5907

道公安委員会規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成29年5月16日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

北海道公安委員会規則第8号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第15条及び第17条並びにストーカー行為等の規制等に関する法律施行令

（平成12年政令第467号）第2条の規定に基づき、北海道公安委員会及び方面公安委員会の事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察本部長への事務の委任）

第2条 次に掲げる事務は、北海道警察本部長に委任する。

- (1) 法第5条第1項の規定による命令
 - (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
 - (3) 法第5条第3項の規定による命令
 - (4) 前号に掲げる命令に係る法第5条第3項に規定する意見の聴取
 - (5) 第1号及び第3号に掲げる命令に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
 - (6) 法第5条第9項の規定による延長の処分
 - (7) 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
 - (8) 第6号に掲げる延長の処分に係る法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
 - (9) 法第13条第2項の規定による報告徴収等
- （警察署長への事務の委任）

第3条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- (1) 法第5条第3項の規定による命令
 - (2) 前号に掲げる命令に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
 - (3) 法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）
- （方面公安委員会の事務の委任）

第4条 方面公安委員会は、北海道公安委員会から委任された事務のうち、第2条各号に掲げる事務を方面本部長に、前条各号に掲げる事務を警察署長に委任するものとする。

2 方面公安委員会は、前項の規定により方面本部長又は警察署長に事務を委任したときは、その旨及び委任した事務の範囲を公示しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第231号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月16日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 録音・録画装置（設置型） 35セット
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成30年2月28日（水）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品を供給することが可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年5月16日（火）から同年6月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成29年6月29日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月28日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道警察のホームページ (http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/) においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 (1) 入札説明の日時及び場所 入札説明書による。 (2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 ウ 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Audiovisual recording equipment (stationary type) Unit 35 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 29, 2017 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 28, 2017) C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2240	に関する規程を次のように定める。 平成29年5月16日 北海道函館方面公安委員会委員長 小笠原 康 正 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道函館方面公安委員会の事務の委任に関する規程 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第15条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）第2条の規定により北海道公安委員会から委任された事務のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年北海道公安委員会規則第8号）第2条各号に掲げる事務は方面本部長に、同規則第3条各号に掲げる事務は警察署長に委任する。 附 則 この規程は、平成29年6月14日から施行する。 北海道旭川方面公安委員会告示第25号 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道旭川方面公安委員会の事務の委任に関する規程を次のように定める。 平成29年5月16日 北海道旭川方面公安委員会委員長 大 廣 泰 久 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道旭川方面公安委員会の事務の委任に関する規程 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第15条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）第2条の規定により北海道公安委員会から委任された事務のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年北海道公安委員会規則第8号）第2条各号に掲げる事務は方面本部長に、同規則第3条各号に掲げる事務は警察署長に委任する。 附 則 この規程は、平成29年6月14日から施行する。 北海道釧路方面公安委員会告示第46号 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道釧路方面公安委員会の事務の委任に関する規程を次のように定める。 平成29年5月16日 北海道釧路方面公安委員会委員長 梁 瀬 之 弘 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道釧路方面公安委員会の事務の委任に関する規程
道 方 面 公 安 委 員 会 告 示	
北海道函館方面公安委員会告示第24号 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道函館方面公安委員会の事務の委任	

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第15条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）第2条の規定により北海道公安委員会から委任された事務のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年北海道公安委員会規則第8号）第2条各号に掲げる事務は方面本部長に、同規則第3条各号に掲げる事務は警察署長に委任する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

北海道北見方面公安委員会告示第24号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道北見方面公安委員会の事務の委任に関する規程を次のように定める。

平成29年5月16日

北海道北見方面公安委員会委員長 小 山 志 郎

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく北海道北見方面公安委員会の事務の委任に関する規程

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第15条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）第2条の規定により北海道公安委員会から委任された事務のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年北海道公安委員会規則第8号）第2条各号に掲げる事務は方面本部長に、同規則第3条各号に掲げる事務は警察署長に委任する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

正 誤

○平成29年3月10日（第2866号）

北海道警察本部告示第140号（取消処分者講習実施規程等の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

48 左 19及び20

誤 規定する

正 前項第1号に規定する

50 左 16

誤 受講済証明書

正 受講済証明証

98 左 13

誤 第4条第5項を同条第6項

正 第4条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項

98 右 34

誤 別表第1中「第2条関係」を「第2条、第4条関係」に改め、同表1の事項

正 別表第1の1の事項

北海道公安委員会規則第2号（道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

111 右 21及び22

誤 第36条の4第3号アの事項中「（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号、第69条、第69条の2及び第77条の2において同じ。）」を削り、同条第5号アの事項

正 第36条の4第5号アの事項

113 右 14

誤 注の事項を注2の事項

正 備考の事項を備考2の事項